**平成２７年（再イ）第８号**

広島県東広島市八本松西６丁目12番25―201号　フォルトゥーナ

再生債務者　平尾　則子

1　決議に付する再生計画案　平成27年４月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月16日まで

平成27年５月19日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（再イ）第２号**

愛媛県八幡浜市若山２番耕地460番地24

再生債務者　岩見　英治

1　決議に付する再生計画案　平成27年５月18日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年６月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年６月16日まで

平成27年５月19日　松山地方裁判所大洲支部

## 小規模個人再生による再生計画取消

**平成１４年（再イ）第３８１号**

大阪市東淀川区東中島１丁目５番25―204号、認可決定時の住所奈良市神功１丁目６番地平城第１団地18―301

再生債務者　野口　房惠

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成15年１月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年５月18日

大阪地方裁判所第６民事部

## 小規模個人再生による再生手続廃止

**平成２６年（再イ）第６７５号**

東京都江戸川区中葛西８－７－７

再生債務者　志原　浩一

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成27年５月18日

東京地方裁判所民事第20部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２７年（再ロ）第１３号**

大阪府東大阪市俊徳町２丁目７番14号

再生債務者　杉野　政哉

1　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月15日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月18日から平成27年７月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（再ロ）第３号**

広島県福山市東深津町４丁目10番15号　明神ハイツ202

再生債務者　高田　良広

1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時30分

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年６月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年６月23日から平成27年７月７日まで

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第１００７１号**

東京都江戸川区南葛西４―13―３―903

再生債務者　久保　康之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月１日まで

平成27年５月18日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（再ロ）第９号**

名古屋市緑区鳴子町３丁目31番地の２　モアグレース鳴子204号

再生債務者　西沢　春茂

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年６月８日まで

平成27年５月18日

名古屋地方裁判所民事第２部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２７年（再ロ）第１号**

神戸市灘区鶴甲３丁目12番26―301号

再生債務者　橋本　浩治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月18日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

**平成２６年（再ロ）第１１号**

埼玉県飯能市大字青木165番地４

再生債務者　横田　篤

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月18日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２６年（再ロ）第８号**

愛知県春日井市穴橋町1606番地211　ボワテレーブ203号

再生債務者　田邉　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月18日

名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（再ロ）第１０号**

広島県東広島市西条町御薗宇978番地１

再生債務者　田中祥一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月19日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（再ロ）第１号**

広島県安芸郡海田町月見町９番42―101号

再生債務者　中井　隆光

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年５月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年５月19日

広島地方裁判所民事第４部

# 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙）掲載紙　北海道新聞

掲載の日付　平成二十七年五月十八日

掲載頁　二十九頁

平成二十七年五月二十七日

札幌市東区北二四条東一丁目一番三五号

（甲）北海交通株式会社

代表取締役　米子　典良

北海道苫小牧市あけぼの町三丁目三番六号

（乙）苫小牧日交タクシー株式会社

代表取締役　鈴木　正生

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十七日

掲載頁　六十八頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十七日

掲載頁　六十九頁（号外第一六〇号）

平成二十七年五月二十七日

群馬県館林市大谷町九八六番地の五

（甲）株式会社群馬ロジテム

代表取締役　尾崎　洋市

千葉市中央区蘇我一丁目四番一号

（乙）株式会社千葉ロジテム

代表取締役　尾崎　洋市